



平成22年12月27日(月)

## 医療保険「“医療”と“がん”『ダブルのそなえ』」の取り扱い開始について ～2つの保険がひとつに 銀行取扱商品としては初！～

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、平成23年1月4日(火)から、「医療保険」と「がん保険」が1つになった、銀行取扱商品としては初となる新医療保険「“医療”と“がん”『ダブルのそなえ』」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

当社は、今後ともお客さま満足度の向上を目指し、お客さまのライフイベントに合った商品・サービスの充実に努めてまいります。

### 記

#### 1 新たに窓口で販売する保険商品

商品名	保険種類	引受保険会社
“医療”と“がん”『ダブルのそなえ』 (無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型))	医療保険	朝日生命保険相互会社

※詳しい商品内容は別紙商品概要をご参照ください。

#### 2 主な特長

- (1) 「医療保険」と「がん保険」がまとめて1つの保険で合理的に準備でき、保険料を節約できる医療保険です。
- (2) 入院日数に応じた給付(退院後の請求)ではなく、日帰り入院から、入院日以降いつでも「入院一時金10万円(※)」をご請求いただけます。  
※「入院サポート特約(返戻金なし型)」10万円プランの場合
- (3) 「がん」だけでなく、医療費が高額となる「心疾患」や「脳血管疾患」を、何度でも100万円の一時金で手厚く保障いたします。  
※「3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)」生活習慣病入院給付金日額5,000円プランの場合  
※3大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。ただし、3大疾病一時金が支払われた最終のお支払事由該当日からその日を含めて2年以内にその支払事由に該当したときは、支払われません。

#### 3 取扱開始日

平成23年1月4日(火)

#### 4 取扱店舗

本支店57カ店(東京支店および、ももたろう支店を除きます。)

以上

本件に関するお問い合わせ先	営業企画部 山本	TEL 086-221-1064
報道関係のお問い合わせ先	経営戦略室(広報担当) 藤岡・齋藤	TEL 086-221-1057

## 商品概要

保険会社名	朝日生命保険相互会社
商品名	“医療”と“がん”『ダブルのそなえ』
商品の特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療保障」と「がん保障」をひとつの保険で準備でき、保険料を節約できる。(業界初)</li> <li>・病気やケガで入院の場合、「入院一時金」5万円または10万円を、退院を待たずに請求できる。</li> <li>・「がん」に加え、「心疾患」・「脳血管疾患」でも「診断一時金」100万円を何度でも受け取れる。</li> </ul>
契約年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一生涯保障タイプ：15～75歳</li> <li>・10年間保障タイプ：40～75歳</li> </ul> <p style="text-align: right;">※契約年齢は、契約日における、満年齢で計算するが、1年未満の端数が6ヶ月を超える時は満年齢に1歳加える。</p>
契約内容	<p>入院一時金5万円[5万円コース]または10万円[10万円コース](通算30回まで)</p> <p>生活習慣病入院給付金 日額5,000円(1入院につき120日まで、通算1,000日まで)</p> <p>3大疾病一時金100万円(支払回数制限なし、ただし前回から2年以内の場合を除く)</p>
保険期間 保険料払込期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身タイプ：終身払込・一生涯保障</li> <li>・定期タイプ：10年払込・10年間保障(71～75歳のお客さまは5年)</li> </ul>
保障内容	<p>【基本プラン】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院一時金：5万円または10万円</li> <li>・生活習慣病入院給付金：日額5,000円</li> <li>・3大疾病一時金：100万円</li> </ul> <p>【重点保障プラン】の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院一時金：5万円または10万円</li> <li>・生活習慣病入院給付金：日額10,000円</li> <li>・3大疾病一時金：200万円</li> </ul>
解約返戻金	解約返戻金なし
通算加入限度	朝日生命及び他社で既に加済済の医療保険(特約を含む)の入院給付金日額を通算するので、年齢・職業に照らし合わせ減額または加入が制限される場合がある。

(平成22年12月24日現在)